

川崎市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 4 6 号

## 川崎市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市港湾施設条例施行規則（昭和32年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出しを「（喫煙及び火気の制限）」に改め、同条中「その他」を「（健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第2号に規定する喫煙をいう。以下同じ。）をし、又は」に改める。

第43条に次の1号を加える。

（3）市長が指定した場所以外の場所で喫煙をすること（条例第3条第2項第3号又は第4号の許可に係るものを除く。）。

### 附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。